

七、労務関係職務ノ為メ勤ノ場合ハ給料全額ヲ支給サレタリ  
八、理合ヲ認メ団体支拂額ヲ認サレタリ  
九、本問題ニ果シ犧牲者ヲ絶対ニ出サレタリ

外五款

特殊事項

一、労務関係中ニテ各々為勞務関係(太陽館)名、東洋館  
五名、日本館二名、昭和ニホリ名、帝國館七名トレバ各々

附随者トシテ取扱フ事

二、五館五ハ各々労務関係ニテ各々中より十名ヲ緩職セシムル事

三、七名ノ供給金ハ日給及解雇手当並勞務費用トシテ支給ス